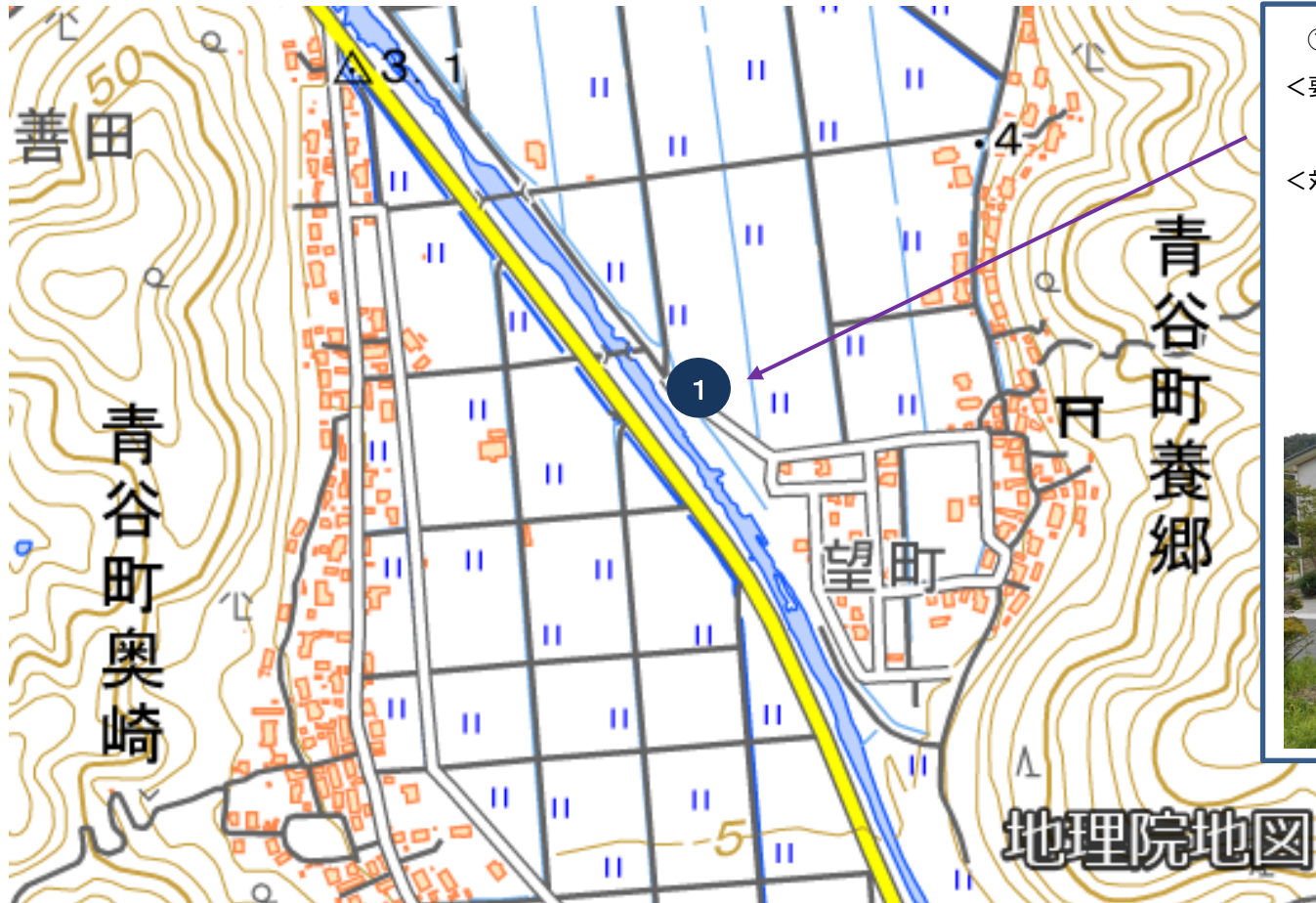


R01 通学路対策予定・対策検討箇所図（鳥取市・青谷小 1/4）



① 市道奥崎会下線

<要望等>

ミラーの設置。

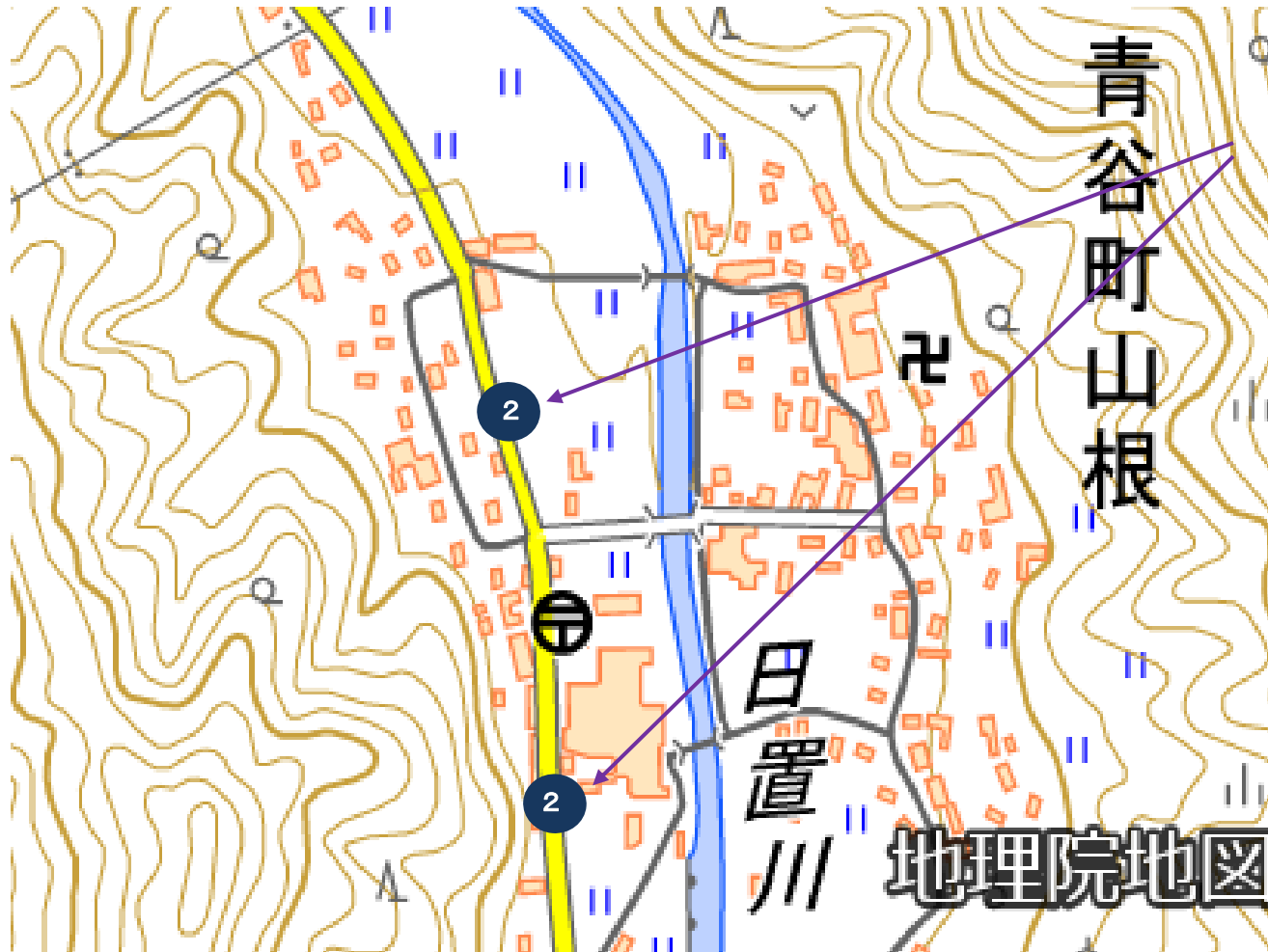
<対策>

私有地から道路に出るためのミラーの要望であるが、道路管理者では設置できない。一旦停止を守れば直視で確認もできる。学校等より道路に飛び出さないよう児童に指導する。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 858 号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合、国土地理院の長の承認を得なければならない。

R01 通学路対策予定・対策検討箇所図（鳥取市・青谷小2/4・青谷中）



② 県道280号線

<要望等>

車に減速を促す看板等の設置。（青谷小）

2車線が1車線になる区間で、自転車通学生が危険。（青谷中）

<対策>

集落、地区交通安全対策協議会で立て看板を設置することは可能であり、地元から支所に相談していただく。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 858 号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合、国土地理院の長の承認を得なければならない。

R01 通学路対策予定・対策検討箇所図（鳥取市・青谷小 3/4）



③ 市道長和瀬絹見線

<要望等>

ミラーの設置。

<対策>

民地の植栽を地権者に切っていただくよう地元で協議し、伐採ができれば、ミラーの設置は不要。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 858 号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合、国土地理院の長の承認を得なければならない。

R01 通学路対策予定・対策検討箇所図（鳥取市・青谷小 4/4）



④ 市道中町東町赤尾谷線

<要望等>

路側帯の設定

<対策>

駐停車禁止の規制を伴う路側帯の設置については、地元の意向を確認した上で、警察と協議する。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 858 号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合、国土地理院の長の承認を得なければならない。